

～令和2年6月1日より順次施行～

「労働施策総合推進法（パワハラ防止対策義務化）及び女性活躍推進法改正に関する説明会」のご案内

労働施策総合推進法が改正され令和2年6月1日（中小企業は令和4年4月1日）から、パワーハラスメント対策が事業主に義務付けられることとなりました。

また、女性活躍推進法が改正され令和2年6月1日から順次施行されることとなり、常時雇用する労働者が301人以上の事業主は、情報公表項目について①職業生活に関する機会の提供に関する実績、②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績の各区分から1項目以上公表する必要があることとなる（省令により、令和2年4月1日から、一般事業主行動計画の目標を各区分ごとに定量的に定めることが必要）ほか、女性活躍に関する取組が優良な事業主に対する特例認定制度（プラチナえるぼし（仮称））が創設されることとなります。

さらに、令和4年4月1日から、常時雇用する労働者が101人以上の事業主にも、一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公開の対象が拡大されることとなります。

このため、北海道労働局では、企業の人事労務管理担当者等を対象に、これらの法律の内容について理解を深め、速やかに取組を進めていただくため説明会を開催いたします。

【開催日時】 北海道内4地域において5回開催します。
詳細は、裏面をご覧ください。

【内 容】

- 「労働施策総合推進法の改正（パワハラ防止対策義務化）」について
- 「女性活躍推進法の改正」について
- 質疑

【参加費】 無 料

【主 催】 厚生労働省 北海道労働局

【お願い】

- ・ 各会場の定員に達し次第、締め切らせていただきます。
- ・ 札幌会場では、**駐車場を利用できません**ので、公共交通機関をご利用ください。
- ・ 他の会場においても、**駐車できる台数に限があります**ので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

〈申込方法〉

裏面に記入し、下記あてFAXによりお申し込みください。
(先着順となります。)

【問い合わせ】



厚生労働省 北海道労働局 雇用環境・均等部 指導課

〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第一合同庁舎

TEL 011-709-2715 FAX 011-709-8786



厚生労働省 北海道労働局 雇用環境・均等部 行
(F A X 0 1 1 - 7 0 9 - 8 7 8 6)

【 開催日時等 】 ※ 先着順となります。

開催日	開催時間	地域	会場名		定員
令和2年2月19日(水)	14:00~15:30	苫小牧	【開催しました】	3階会議室	50人
令和2年2月21日(金)	14:00~15:30	旭川	【開催しました】	会議室1	100人
令和2年2月26日(水)	14:00~15:30	帯広	【開催しました】	大集会室西	110人
令和2年3月10日(火)	10:00~11:30	札幌	【中止としました】	2階講堂	120人
令和2年3月10日(火)	13:30~15:00	札幌	【中止としました】	2階講堂	120人
令和2年3月11日(水)	13:30~15:00	札幌	【中止としました】	2階講堂	120人

【追加開催】

.....
 少しでも多くの企業に参加していただくために、複数名でのご参加は調整をさせていただきます場合があります。

また、各会場において定員に達した場合には、北海道労働局ホームページによりお知らせするとともに、定員に達したためご参加いただけない企業へ当方よりご連絡いたします。

【 申 込 書 】

参加希望地域 ※ 希望会場に○を付けてください。	企業名 (ふりがな)	所在地・電話番号	出席される方 職氏名 (ふりがな)
苫小牧 2月19日		〒	
旭川 2月21日		住所	
帯広 2月26日		電話	
札幌 3月10日 AM		F A X	
札幌 3月10日 PM			
札幌 3月11日 PM			

※ 各会場へのご来場の際は、本紙を受付にご提示ください。